

令和4年度 空き家解体費補助金

空き家の解体費について、予算の範囲内で補助します。

(1) 補助対象となる空き家

(一戸建ての専用住宅及び併用住宅の空き家の全部を解体する場合に限る)

① 以下のいずれにも該当する空き家

- ・5年以上使用されていないもの
- ・昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築されたもの
- ・公共事業の補償対象でないもの
- ・所有権以外の権利が設定されていないもの

(2) 補助対象者

① 所有者（未登記物件の場合は固定資産課税台帳に登録されている方）

② 相続人

③ 上記①又は②から当該空き家の解体について同意を得た者

※以下の方は対象外となります。

- ・市区町村民税の滞納がある者
- ・過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者
- ・白河市暴力団排除条例に規定する暴力団員等である者
- ・法人（非営利団体除く）

(3) 補助率等

	補助率	上限額
解体費	1 / 3	20万円

(4) その他

- ・市内に本社、本店又は営業の拠点となる事業所を有している事業者が施工する解体工事が対象となります。
- ・解体工事着手前に市へ申請が必要となります。



お問い合わせ先

白河市 建設部 まちづくり推進課 空き家対策係

TEL : 0248-22-1111 (内線 2238)

MAIL : machi@city.shirakawa.fukushima.jp

申請方法

- ◎以下の申請の流れに沿ってお手続きください。
- ◎申請書等は、まちづくり推進課で配布する他、一部は市のホームページにも掲載しています。
- ◎解体工事着手前に市へ申請が必要となります。

①交付申請

◎解体工事着手前に、以下の書類を提出ください。

- ①交付申請書
 - ②空き家の位置図及び現況写真
 - ③見積書の写し※市内事業者による工事のみ対象
 - ④空き家の登記事項証明書
(未登記の場合は、固定資産税台帳に所有者として登録されていることを証明する書類等)
 - ⑤昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築したことを証明する書類
 - ⑥5年以上使用されていない空き家であることを確認する書類(電気・水道の停止日が確認できるもの、ガス閉栓証明等)
 - ⑦暴力団排除に関する誓約書
 - ⑧市区町村民税の滞納がないことを証明する書類(納税証明書)
 - ⑨通帳の写し(銀行・支店・種別・口座番号・名義が記載されているもの)
- ※申請者が本人でない場合や共有、遺産分割前の空き家の解体等については、別途書類が必要です。



②交付決定

◎市が、補助金交付の決定を行います。



③施工業者との契約締結・工事着手

◎施工業者との契約締結及び着手後、着手届を提出ください。



④工事完了・実績報告

◎解体工事完了後、以下の書類を提出ください。

- ①完了届
- ②実績報告書
- ③工事契約書の写し(交付決定日以降に契約されたもの)
- ④領収書の写し
- ⑤解体に係る施工前と施工後の写真



⑤確定

◎市が、補助の確定を行います。



⑥請求・交付

◎補助金交付請求書を提出いただいた後、交付となります。